

1. 国民年金などの公的年金の概要

- (1) 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることができます。
- (2) 公的年金は社会全体で支えあう世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- (3) 公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- (4) 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- (5) 公的年金で納めた保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

2. 国民年金の加入者と加入の手続

国民年金の加入者は次の3種類に区分され、加入の手続きは次のとおりとなっています。

- (1) 第1号被保険者
日本に住む20歳以上60歳未満の方で、次の第2号被保険者又は第3号被保険者に該当しない方。
→第1号被保険者に該当する外国人の方は、市区町村役場で住民票作成を行った後、同じ市区町村役場の国民年金の窓口で加入手続きを行います。
→保険料は日本年金機構から送付される納付書により納めてください。（「4. 月々の保険料」参照）
- (2) 第2号被保険者
会社や工場等にお勤めの方で、厚生年金保険等に加入している方。
→加入手続きは、会社等の事業主が行いますので、ご本人の手続きは不要です。詳しいことは勤務先へお尋ねください。
→保険料は給与から源泉控除され、事業主が納めます。
- (3) 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。（被扶養配偶者）
→加入手続きは第2号被保険者である配偶者が勤めている会社等の事業主を経由して行うことになっています。詳しいことは配偶者の勤務先へお尋ねください。
→保険料負担はありません。第2号被保険者全体で負担します。

3. 年金手帳

国民年金の加入手続きが終わると年金手帳が交付されます。年金手帳は年金を受けるときや相談を行うときの身分確認として、大変大切なものです。一生使いますので大切に保管してください。

また、紛失等された場合は、第1号被保険者の方は年金事務所又はお住まいの市区町村役場で、第2号被保険者の方は年金事務所又は事業主を経由して、第3号被保険者の方は事業主を経由して申請手続きを行ってください。

4. 月々の保険料

平成31年4月分から令和2年3月分の国民年金の月々の保険料は16,410円です。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めてください。

保険料の納付は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替やインターネットを利用する方法もあります。

また、将来の一定期間の保険料を前払いすると、保険料が割引される制度もあります。更に口座振替による前払いは、現金での前払いに比べて割引額が多くなります。

5. 保険料を納めることが困難なとき（保険料免除制度）

所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合は、市区町村役場に保険料免除等の申請を行ってください。

年金事務所で前年所得などを審査して承認された場合は、保険料の全額又は一部が免除されます。

保険料の免除制度の種類、納付いただく保険料及び保険料を全額納付いただいた場合と比較した免除等の期間にかかる老齢基礎年金の額は右のとおりです。

免除制度の種類	保険料額	老齢基礎年金の額
全額免除	0円	8分の4
4分の1納付（4分の3免除）	4,100円	8分の5
半額納付（半額免除）	8,210円	8分の6
4分の3納付（4分の1免除）	12,310円	8分の7
納付猶予	0円	0
学生納付特例制度	0円	0

【ご注意ください】

- (1) 4分の1納付、半額納付及び4分の3納付は、一部保険料を納めなかった場合、一部免除が無効となり未納と同じになるため、将来の老齢基礎年金の計算に含まれないだけでなく、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 学生納付特例制度は学生の方がご利用できます。ただし、一部の学校を除き外国の教育機関等の日本校は対象となりません。また、短期の就学は対象となりません。

6. 保険料の追納

全額免除や一部納付などが承認された期間については、10年以内に保険料を納付すること（追納）もできます。追納した場合、将来の老齢基礎年金の計算は、保険料を全額納付した場合と同じです。

ただし、免除等が承認された期間が属する年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料に一定の加算金がつきます。

7. 国民年金から支給される年金給付

(1) 老齢基礎年金

国民年金の保険料を10年以上納めたなどの条件を満たした方に、原則65歳から支給されます。

★年金額＝780, 100円（40年間保険料を納めた場合の令和元年度の年額）

(2) 障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

★年金額＝975, 125円（1級の令和元年度の年額）

780, 100円（2級の令和元年度の年額）

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、又は子）に遺族基礎年金が支給されます。

★年金額＝1, 004, 600円（子が一人ある配偶者に支給される令和元年度の年額）

※ 65歳前までに日本に帰化した人、永住許可を受けた人などの海外居住期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日などの前日までの20歳以上60歳未満の期間は10年の受給資格期間に含まれます（合算対象期間といいます）。この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかをみる場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合にはその基礎としません。

※ 障害基礎年金や遺族基礎年金には一定の保険料納付要件があり、この要件を満たさないと受給できません。詳しくはお問い合わせください。（「10. 国民年金に関する相談・お問い合わせ先」参照）

8. 脱退一時金

国民年金の保険料納付済期間（第2号、第3号期間は除く）などの合計が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない外国人の方が、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求していただくことができます。

脱退一時金の額は、保険料納付月数に応じて、右のとおりとなっています。（最終納付月が令和元年度である場合）

※ 保険料納付済期間の合計は、以下により計算されます。

$$\text{全額納付月数} + (\text{4分の1納付月数}) \times 1/4 + (\text{半額納付月数}) \times 1/2 + (\text{4分の3納付月数}) \times 3/4$$

【請求手続き】

①日本国内に住所を有しなくなったことから、転出届を市区町村に届け出る際には、一緒に国民年金の資格喪失届を提出してください。また、脱退一時金の裁定請求書を取り寄せてください。裁定請求書の用紙は、市区町村役場の国民年金担当窓口、全国の年金事務所又は日本年金機構ホームページにご用意しています。

[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

②裁定請求書を提出する際には、請求書に記載している注意事項をご確認いただき、必要な事項を記入のうえ、〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構あてに、エアメールでお送りください。

※ 脱退一時金を受け取ると、その支給対象となった期間は保険料納付済期間とはならないので、ご注意ください。

9. 社会保障協定について

日本との二国間で、年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるよう協定を締結している国があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧下さい。

[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

10. 国民年金に関する相談・お問い合わせ先

国民年金に関するお問い合わせは、年金手帳を持参の上、お住まいの市区町村役場又は年金事務所までお願いします。年金事務所の所在地等は、こちらの一覧をご覧ください。[\(https://www.nenkin.go.jp/\)](https://www.nenkin.go.jp/)

お電話によるお問い合わせの場合は、下記の「ねんきんダイヤル」へお電話ください。（日本語によるサービスです。）また、お問い合わせの際は、年金番号が記載された年金手帳等の資料をご用意ください。

- ・「ねんきんダイヤル（国内からのご利用）」 0570-05-1165 → 市内通話料金をご負担いただきます
- ・「ねんきんダイヤル（国外からのご利用）」 +81-3-6700-1165 → 國際通話料金をご負担いただきます